

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市病院群輪番制病院運営事業
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療体制を確保するため、地域内の病院群が共同連携して輪番方式により実施する事業に要する経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	第2次救急医療体制を確保できる市内医療機関
補助対象経費	病院群輪番制事業の運営に必要な給料費
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等)	休日A、休日B及び夜間 71,040円×診療日数
※少額補助金は廃止	○少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等	休日A、休日B及び夜間□ 71,040円×診療日数
※補助率は原則1/2以下(市単独の場合)	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 救急患者への医療確保として公益性が高く補助率は設定せず、当該事業運営に必要な人件費相当額を基準額として定めている。
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	医療施設の充実を図り、佐渡市医療構想に基く病床数の確保により安全な医療の確保に寄与する。一般病棟数495床(佐渡総合病院310床、両津病院65床、相川病院45床) ○目標に対する費用対効果(計算式) 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 医療体制の充実を図るための補助金であるため、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	平成21年4月1日
見直し時期	平成32年9月30日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 佐渡市内において該当する医療施設は佐渡総合病院、相川病院、両津病院
事業担当 (担当部署)	市民生活課 健康増進係
(電話番号)	0259-63-5112